

【学校保健確認事項】

(1) 健康な生活習慣について

中学校の3年間は、心身ともに大きく成長する時期です。

- ① 時間に余裕をもって起床し、朝食を食べて登校するようにしてください。
- ② 中学生になると、勉強や部活動等やることが増え、寝る時間が遅くなる傾向があります。活動量も増え、疲れも大きくなります。心や体の疲れがとれるよう、睡眠時間を確保できるようにしてください。
- ③ ゲームやインターネットについては、ご家庭でルールを決め、長時間の使用にならないようにしてください。

(2) 保健室の利用と早退について

保健室での休養は、1時間を原則としています。休養しても回復しない場合は、保護者連絡をさせていただきますので、お迎えをお願いいたします。

(3) 学校感染症に伴う出席停止について

○出席停止となる感染症

①感染症と診断されましたら、学校まで連絡ください。登校許可書をお渡しします。診断を受けましたら、登校について医師にご確認ください。

②医師の指示どおり療養し、医師の登校許可が出ましたら登校許可書に記入していただいて登校時に学校へ提出してください。

★ただし、「インフルエンザ」についてのみ、登校許可書は不要となり、病院から発行される「罹患証明書」が必要となります。「罹患証明書」が発行されなかった場合は「インフルエンザ登校届」を保護者の方にご記入いただき、学校へ提出していただくことになります。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

○条件によっては出席停止となる感染症

「第3種の学校感染症、その他の感染症」に含まれる病気で、条件によって出席停止が必要な感染症です。学校医の意見を聞き対応しますので、診断を受けたら学校に報告してください。

感染性胃腸炎(ノロウイルス・ロタウイルス等)、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、伝染性紅斑(リンゴ病)、手足口病、ヘルパンギーナ

(4) 日本スポーツ振興センターについて

学校管理下で起きた傷病で医療機関を受診した場合に、医療費や見舞金が給付される制度があります。加入については、保護者の同意が必要となりますので、入学時にお渡しする同意書にご記入の上、学校長へ提出してください。

- ①学校管理下とは、登下校中、授業・休憩時間中、学校行事や部活動中などです。
 - ②給付の対象は、診療点数が500点以上（健康保険証を使用し、500円以上）の場合です。
 - ③福祉医療助成と併用して使用することはできません。
 - ④帰宅後に家庭から医療機関へ連れて行っていただいた場合も対象になります。
 - ⑤医療機関で用紙を記入していただき、学校に提出ください。申請の手続きをします。
- ★詳しくは、災害共済給付制度のお知らせ、センターホームページをご覧ください。

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

(5) アレルギー対応について

気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー・アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎等で、学校での配慮・管理が必要な場合は、「学校生活管理指導表」を主治医に記入していただき、**篠山中学校まで提出**してください。食物アレルギーで、学校給食における対応を希望される場合は、「学校生活管理指導表」とあわせて、「特別（除去）給食申請書」を一緒に提出していただくことになります。「学校生活管理指導表」及び「特別（除去）給食申請書」の原本等につきましては2月中に各小学校に預けますので、担任もしくは養護教諭から、お受け取りください。

書類が提出された生徒については、入学までに保護者の方と面談を実施させていただきます。

(6) 新型コロナウイルス感染症対応

発熱、風邪症状が見られるときは、欠席し、電話をされてから病院を受診されることをお勧めします。その場合、当面の間、欠席ではなく出席停止としています。
また、手洗い、マスク着用、換気を徹底しておりますのでご家庭でも協力をお願いします。